

# 新地方公会計制度について（概要）

## 新地方公会計制度とは？

これまで、地方公共団体の財政状況を把握するために、現金の収支情報などから求めた財政指標が用いられてきましたが、国が地方財政の一層の透明化を図るため、すべての地方公共団体に、企業会計的手法を取り入れた財務諸表の整備を求めるものです。

官庁会計（現金主義・単式簿記）（※1）と呼ばれる地方公共団体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計（※2）を導入しようという取り組みです。

新地方公会計制度には、以下のような目的・効果があります。



### 新地方公会計制度の目的と効果

- ◆今までの財務諸表では表すことができなかった「資産の状況」や「将来の負担」、  
「行政サービスのコスト」などの情報を明確にする。  
=>透明性の向上
- ◆「資産」や「債務」を適正に管理し、行財政改革の推進を図る。  
=>行政マネジメント力の向上

牧之原市では、平成20年度決算から、「新地方公会計制度」の作成要領に基づき、総務省方式改訂モデル（※3）により財務諸表を作成しています。

## 財務諸表の種類と役割

新地方公会計制度では、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4つの財務書類で構成されます。4つの表の役割は以下のとおりです。

### 市の財政状況を見る表

#### 1. 貸借対照表

財 産		財 源	
<b>資 産</b> ★使う資産 （インフラ、施設など）  ★売れる資産、回収する資産 （売却予定土地、貸付金 など）	<b>負 債</b> ★将来世代への負担 （地方債など）	<b>純資産</b> ★国・県の負担、 これまでの世代の負担 （補助金、徴収した税など）	

年度末における地方公共団体が、住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを把握することができます。

### 部分的な資金の動きを見る表

#### 2. 行政コスト計算書

1年間の行政活動のうち、資産形成に結びつかないような行政サービス（ごみ収集や福祉活動など）にかかった経費を見ることができます。  
また、このようなサービスを利用した人がどの程度（経費を）負担したかも把握できます。

#### 3. 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部において、純資産を減少させる要因と増加させる要因が1年間でのくらい変動したかを読取ることができます。

#### 4. 資金収支計算書

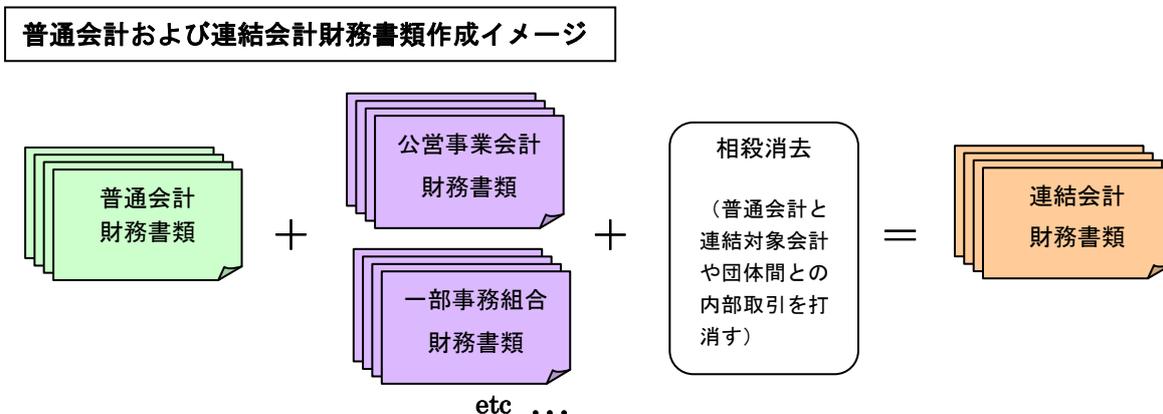
1年間の歳計現金（＝資金）の収支状況を読取ることができます。

このように、財務諸表を作成することにより、市の資産状況やその財源、将来の負担、年間の資金変動などを把握することができます。さらに、これらの表から得られる情報を、類似団体の指標と比較することで、自団体の課題や方向性の検討に役立てることができます。

## 普通会計と連結会計について

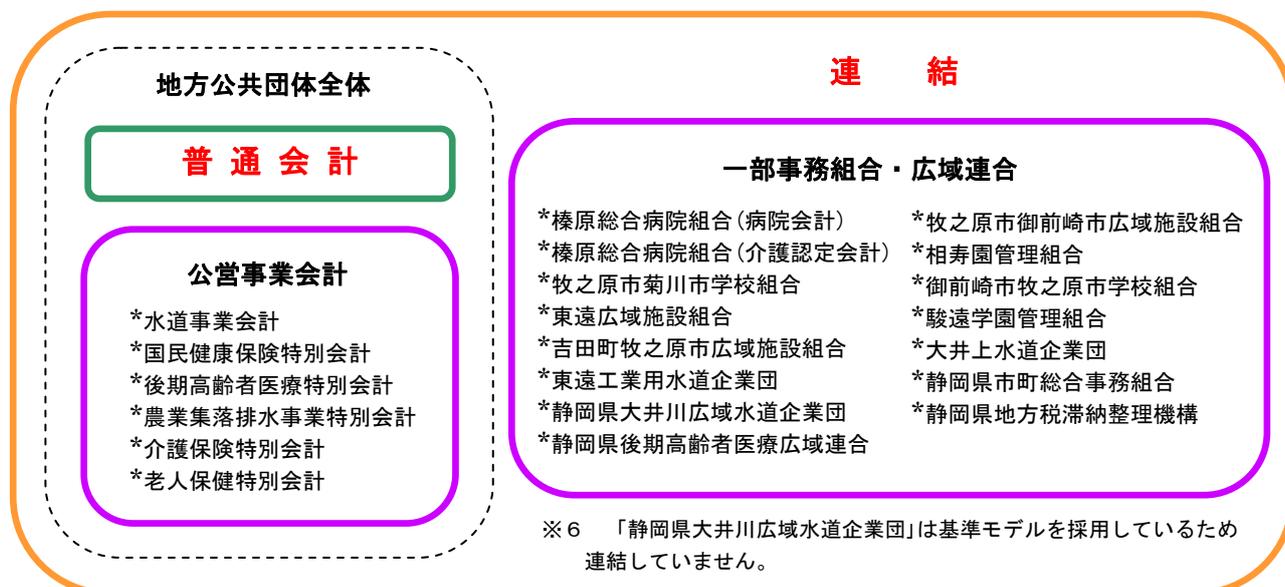
地方公共団体の歳入・歳出にかかる一般会計のほかに、国や地方公共団体が特定の事業を行う場合などに、その事業ごとに経理を設けた“特別会計”があります。

新地方公会計制度では、“一般会計”と“土地取得特別会計”等を合わせた「普通会計」と、普通会計のほかに、公営事業(※4)や一部事務組合(※5)等、地方公共団体と連携して行政サービスを実施している関係団体を、一つの行政サービス実施主体とみなして財政状況を報告する「連結会計」の財務諸表を公表します。



牧之原市は、6つの公営事業会計と16の一部事務組合・広域連合会計が連結の対象団体(※6)となります。

〈図 牧之原市の連結対象団体〉





※1 官庁会計(現金主義・単式簿記)

現金の出し入れが伴う取引だけを記録する会計方式で、期末にいくら現金が残っているかを把握します。

おこづかい帳や家計簿のように、お金がいくら入って、いくら出ていったかだけを記録します(単式簿記)。

例えば、車を購入した場合、官庁会計では「車を購入した金額」の記録だけが残ります。

※2 発生主義・複式簿記などの企業会計

単式簿記では、「いくら現金が入った/出たか」の“結果”だけを記録するのに対し、複式簿記は、1つの取引を、原因(「なぜ現金などの資産が増えたか」など)と結果(「取引した結果いくら現金などの資産が増えたか」など)の2つの面(複数)を記録する方法です。

例えば、車を購入した場合、企業会計では「車を購入した金額」の記録と、「車(資産)が増えた」という両方の記録が残ります。

※3 総務省方式改訂モデル

新地方公会計制度には、企業会計手法を全面的に取り入れた「基準モデル」と、毎年度集計される決算情報の統計数値を採用して作成する「総務省方式改訂モデル」があります。この2つのモデルには、以下のような考え方の違いがあります。

「基準モデル」…発生主義・複式簿記の採用により、個々の取引まで遡った検証が可能

「総務省方式改訂モデル」…個々の複式記帳ではなく、既存の決算の統計情報を使用するため、固定資産の評価額などにおいて時価評価ができません。

ただし、既存の数値を用いることで比較的導入が容易であるため、全国のほとんどの団体がこのモデルを採用しています。

また、これらのモデルは会計項目や集計方法が大きく異なるため、連結財務4表の作成において、採用モデルが異なる団体同士は連結できません。

※4 公営事業会計

公営事業とは、上水道などの給水事業や、下水道事業など、地方公共団体が企業として経営する事業のことです。

また、一般会計のほかに、国や地方公共団体が行う特定の事業や特定の資金を運用するなどの目的で設けられている特別会計があります。例えば、国民健康保険(自営業の人などが加入する医療保険制度)事業などの会計が挙げられます。

※5 一部事務組合

一部事務組合とは、複数の地方公共団体等が、行政サービスの一部を共同で行っている団体のことです。牧之原市では、ゴミ処理施設やし尿処理施設、消防署などを共同で運営しています。